

高等部 総合的な探究の時間

1 目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱い

総合的な探究の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるように配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒自らの課題で解決できるように配慮すること。

- ・高等学校に準じて「総合的な探究の時間」に変更した。
- ・高等学校学習指導要領に準ずることというのは、原則として同一ということの意味している。
- ・高等学校においては、小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、位置づけを明確化し直すことが求められる。
- ・総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。
- ・「1」では、学習活動が効果的に行われるように配慮することを示す。
- ・「2」では、体験活動に当たっての留意事項として、「交流及び共同学習」の一層の充実として「高等学校等との交流及び共同学習を通して体験的な学習が展開できる場合もあることから、学習活動に応じて適切に行うよう配慮することを独自に示している。
- ・「3」は知的障害者である生徒へ具体的な指導内容を設定することを示している。

2 教科・科目の履修等

総合的な探究の時間においては、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は各学校において、生徒や学校の実態に応じて適切に定めるものとする。【総則 P59】

- ・他の必修教科・科目と同様、全ての生徒に履修させる。
- ・原則として3単位を下回らないが、特に必要がある場合には、単位数を2単位とすることができるが、2単位に減じることができるのは、限定的であることに十分留意する。